令和元年第3回那須烏山市議会9月定例会(第6日)

令和元年9月18日(水)

開議 午前10時00分 閉会 午前10時54分

◎出席議員(17名)

	1番	青	木	敏	久		2番	興	野	_	美
	3番	堀	江	清	_		4番	荒	井	浩	$\vec{-}$
	5番	福	田	長	弘		6番	村	上	進	_
	7番	矢	板	清	枝		8番	滝	П	貴	史
	9番	小	堀	道	和	1	0番	相	馬	正	典
1	1番	田	島	信	\equiv	1	2番	渋	井	由	放
1	3番	久傷	居	光一	一郎	1	4番	沼	田	邦	彦
1	5番	中	Щ	五.	男	1	6番	髙	田	悦	男
1	7番	平	塚	英	教						

◎欠席議員(なし)

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	Ш	俣	純	子
副市長	或	井		豊
教育長	田	代	和	義
会計管理者兼会計課長	髙	濱	裕	子
総合政策課長	石	Ш		浩
まちづくり課長	佐	藤	博	樹
総務課長	福	田		守
税務課長	澤	村	誠	_
市民課長	皆	Ш	康	代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水	上	和	明
こども課長	Ш	俣	謙	_
農政課長	大	鐘	智	夫
商工観光課長	小原	京沢	_	幸
都市建設課長	小目	日倉		浩

上下水道課長佐藤光明学校教育課長神野久志生涯学習課長菊池義夫代表監査委員瀧田晴夫

◎事務局職員出席者

 事務局長
 大谷啓夫

 書記
 大貫厚

 書記
 藤田真弓

〇議事日程

日程 第 1 議案第6号・議案第8号 条例の制定等について

※委員長報告~質疑~討論~採決

日程 第 2 議案第7号 条例の制定について

※委員長報告~質疑~討論~採決

日程 第 3 認定第1号~認定第9号 那須烏山市決算の認定について

※委員長報告~質疑~討論~採決

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長(沼田邦彦) おはようございます。ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

◎日程第1 議案第6号・議案第8号 条例の制定等について

〇議長(沼田邦彦) 日程第1 議案第6号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例の制定について及び議案第8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇 に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本件につきましては、去る9月3日の本会議において所管の常任委員会に審査を付託しております。審査の経過と結果について、総務企画常任委員会委員長小堀道和議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長小堀議員。

〔総務企画常任委員会委員長 小堀道和 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長(小堀道和) 皆さん、おはようございます。それでは、報告 いたします。

令和元年9月3日の本会議において、当総務企画常任委員会に付託された議案第6号 那須 島山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、及び議案第8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正についての審査の経過と その結果について、御報告申し上げます。

9月10日に委員全員出席のもと、第一委員会室において総務課長の説明を受け、慎重に審査を実施しました。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、従来の制度から、臨時・非常勤職員の任用、勤務条件等を統一的に定める必要があり、働く意欲につながると考えられ、審査の結果、いずれの議案も全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上をもって審査結果の報告を終わります。

○議長(沼田邦彦) 以上で、総務企画常任委員会委員長の報告が終わりました。 これより、委員長に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(沼田邦彦) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を 打ち切ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより総務企画常任委員会の審査結果について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(沼田邦彦) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第6号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、総務企画常任委員長の 報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について、報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、総務企画常任委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎日程第2 議案第7号 条例の制定について

○議長(沼田邦彦) 日程第2 議案第7号 那須烏山市森林環境整備促進基金設置及び管理条例の制定についてを議題とします。

本案につきましては、去る9月3日の本会議において所管の常任委員会に審査を付託しております。審査の経過と結果について、経済建設常任委員会委員長平塚英教議員の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長平塚議員。

〔経済建設常任委員会委員長 平塚英教 登壇〕

〇経済建設常任委員会委員長(平塚英教) 経済建設常任委員長の平塚英教でございます。 条例制定の審査結果の報告を行います。

令和元年9月3日の本会議におきまして、当経済建設常任委員会に付託された議案第7号

那須烏山市森林環境整備促進基金設置及び管理条例の制定についての審査の経過とその結果に ついて、御報告申し上げます。

9月10日に委員全員出席のもと、議員控室において農政課長の説明を受け、慎重に審査を 実施いたしました。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、本市に譲与さ れる森林環境譲与税を原資とし、本市の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財 源に充てるための基金を整備する必要があると考えられ、審査の結果、全会一致により原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、要望として次のような意見がありましたので、御報告させてい ただきます。

この条例による事業と同様の制度であるとちぎの元気な森づくり県民税事業があり、それぞれを整理し、目的に沿った事業を着実に実施されるよう要望するものであります。

以上をもって審査結果の報告を終わります。

〇議長(沼田邦彦) 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を 打ち切ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより経済建設常任委員会の審査結果について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第7号 那須烏山市森林環境整備促進基金設置及び管理条例の制定について、報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎日程第3 認定第1号~認定第9号 那須烏山市決算の認定について

〇議長(沼田邦彦) 日程第3 認定第1号 平成30年度那須烏山市一般会計決算の認定 についてから、認定第9号 平成30年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてまで決 算認定9議案を議題といたします。

本件は、去る9月9日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しております。各常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、認定第1号、第2号、第4号及び第5号の所管事項について、総務企画常任委員会 委員長小堀道和議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長小堀議員。

[総務企画常任委員会委員長 小堀道和 登壇]

○総務企画常任委員会委員長(小堀道和) それでは、総務企画常任委員会の報告を行います。

令和元年9月3日の本会議において提案され、同月9日に本委員会に付託された総合政策課、まちづくり課、総務課、税務課、会計課、議会事務局、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の平成30年度那須烏山市の一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、9月10日及び11日の2日間にわたり、第一委員会室において総務企画常任委員会の委員5名全員と、説明員として会計管理者及び関係課・局長ほか関係職員の出席のもと、慎重な審査を行いました。その結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付すことといたします。

まず、総合政策課ですけども、平成30年度において、将来負担比率が初めてゼロになった ことは、地方債発行の抑制及び基金積立ての増加に日々努められた結果だと思われる。有利な 財源を活用するなど、これからも財政の健全化に向け努力されたい。

また、ふるさと応援寄附金については、制度の趣旨を踏まえ、返礼品を見直したが、市内で体験できるレジャーやスポーツ等、交流人口の増加につながるものを追加するなどし、自主財源の確保に努められたい。

次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、事業の選択と集中、重要業績評価指標(KPI)による効果検証のあり方について検討されたい。

続いて、全国広報コンクール写真の部において、2年連続入賞するなど、高い評価を得ている「広報なすからすやま」については、市民への情報発信として、見やすく親しみやすい紙面づくりに今後も期待する。

続いて、まちづくり課です。デマンド交通については、隣接自治体との広域連携及びコール

センターの効率的な運営方法について検討されたい。なお、高齢者の運転免許証の返納が進ん でいるため、早急な対応を願いたい。

JR鳥山線については、Suica導入の要望を継続するとともに、職員一丸となって利用 向上に向けたさらなるアイデアを期待したい。

移住に関する相談がふえたとのことだが、空き家の改修、空き家と農地を合わせて提供する 等、移住希望者のニーズに合わせた柔軟な対応を検討されたい。

地域おこし協力隊については、隊員の市内定着に向け、専門的な助言・指導等も含め任期終 了後も本人に寄り添った支援を実施されたい。

総務課です。防火水槽及び消火栓については、地元消防団と連携し、適正管理に努められたい。また、防災意識の向上を図るため、ハザードマップを十分活用するとともに、避難訓練を取り入れるなど、実効性の高い防災訓練が各地域で実施されるよう、働きかけられたい。

人事評価制度の適正運用及び働き方改革の推進をし、職員が意欲を持って働けるような意識づけに取り組むとともに、業務の外部委託や市民協働を視野に入れ、住民サービスの低下のない、人口規模に見合った組織及び職員数にできるよう努められたい。

税務課です。法律に基づく財産調査・差し押さえ等の徴収事務に日々努められ、徴収率は改善されているが、固定資産税における大口滞納の影響で、市税の徴収率が依然、県内最下位であることから、今後も県や国などと連携して対応するとともに、市民に不公平感や誤解を与えないよう、丁寧な周知を求める。

また、土地や建物、償却資産の把握を適正に行い、正しい課税につながるよう努められたい。 納付方法として、市役所窓口だけではなく、コンビニ納付や口座振替の推進により、納付し やすい環境の整備及び窓口業務の改善に努められたい。

以上をもって、総務企画常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

〇議長(沼田邦彦) 次に、認定第1号から認定第5号までの所管事項について、文教福祉 常任委員会委員長滝口貴史議員の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長滝口議員。

[文教福祉常任委員会委員長 滝口貴史 登壇]

○文教福祉常任委員会委員長(滝口貴史) それでは、報告させていただきます。

令和元年9月3日の本会議において提案され、同月9日に本委員会に付託された市民課、健康福祉課、こども課、学校教育課及び生涯学習課の平成30年度の那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月10日及び11日の2日間にわたり、第二委員会室において文教福祉常任委員会委員6名全員と、説明員として関係課長ほか関係職員出席のもと、慎重な審議を行いました。また、烏山放課後児童クラブの現地調査も行いました。その結果、

全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

市民課。熊田診療所は、運営基金の取り崩しや一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況である。へき地診療所の目指すべき方向を再認識し、さらに経営の視点による対策を講じることを要望する。

健康福祉課。地域包括支援センターからすやまの開設、障がい者相談支援センターへの相談 支援包括化推進員の配置等、より専門的な相談支援体制の充実が図られている。相談窓口の多 様化は、個別のニーズに合わせたきめ細やかな対応ができるという利点がある一方、どこに相 談すればいいかわかりづらいという側面もある。市民が一番先に相談に訪れる健康福祉課にお いては、適切な相談窓口の案内をするとともに、相談者に寄り添った丁寧な対応に努められた い。

こども課。烏山放課後児童クラブを、烏山小学校内の空き教室を改修し、こども館から移転 した。環境の改善が図られ、子供たちは移転前より落ち着いて過ごすことができているという ことである。今後も委託事業者との連絡を密にし、子供たちが安全・安心に過ごすことができ るよう、環境整備に努められたい。

学校教育課。夢の教室は、子供たちにとって大きな刺激となる事業である。有名人だけでなく、身近な地域の方の中にもロールモデルとなる優秀な人材が多数いるため、郷土愛の醸成のためにも、地域の方を講師として起用することも検討されたい。

中学生広島平和記念式典派遣事業について、派遣前には全生徒に対し世界情勢等も含めた十分な学習を実施されたい。その上で、代表で派遣される子供たち一人ひとりが、現地で平和の大切さをじかに感じてくることが肝要である。なお、派遣人数については、県内市町の状況等も参考に検討されたい。

スーパーティーチャー育成事業が開始から3年を経過し、教員の意識及び授業力向上による 児童・生徒の学力向上への波及効果が期待される。今後も、長期的な視野に立って、学力向上 を目指していけるよう、スーパーティーチャーのさらなる育成及び活躍を推進されたい。

生涯学習課。体育施設について、段差や多目的スペースの不足等により、誰もが快適に利用することができているとは言えない状況が見受けられる。ハード面の整備が難しい場合においては、利用者の状況に合わせてその都度、柔軟に対応する等、十分な配慮をされたい。

ジオパーク構想を重点事業としているが、地方創生推進交付金の終了を機に、事業の抜本的な見直しを要望する。文化財や自然資源の教育への活用に際し、意欲的に活動している個人や団体へは、支援の充実を図られたい。

以上をもって、文教福祉常任委員会決算審査の結果報告といたします。

〇議長(沼田邦彦) 次に、認定第1号及び認定第6号から認定第9号までの所管事項について、経済建設常任委員会委員長平塚英教議員の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長平塚議員。

[経済建設常任委員会委員長 平塚英教 登壇]

○経済建設常任委員会委員長(平塚英教) 経済建設常任委員長の平塚でございます。平成 30年度の決算審査結果報告を行います。

令和元年9月3日の本会議において提案され、同月9日に本委員会に付託されました農政課、 商工観光課、都市建設課、上下水道課及び農業委員会の平成30年度那須烏山市の一般会計、 特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算について、9月10日及び11日の2日間にわたり、 議員控室と、平成30年度に実施した都市建設課、上下水道課の工事について現地調査を行い、 経済建設常任委員会の委員6名全員と、説明員として関係課長他関係職員の出席のもと、慎重 な審査を行いました。その結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

農政課。平成30年度から農業委員会の新体制となり、新たに農地利用最適化推進委員が選任され、農地の適正管理等に努めている。今後も本市農業担い手育成、新規就農対策、また、295~クタールに及ぶ遊休農地の解消と、農地の集積・集約化による有効利用対策について、行政、農業関係団体及び集落営農組織等が一体となって取り組まれたい。

平成30年度から那須烏山市鳥獣被害対策実施隊が組織され、有害鳥獣対策として、年々増加する有害鳥獣による農作物の被害軽減が図られているが、今後も実施隊による迅速かつきめ細かな対応に努められたい。

地域特産品ブランド化について、6次産業化や付加価値向上対策を図り、農産物に特化せず、 関係各課、関係団体が一体となって開発が進むよう、継続的に取り組まれたい。

商工観光課。指定管理委託による山あげ会館、龍門ふるさと民芸館、大金駅前観光交流施設 においては、施設の適正な維持管理とサービス向上による誘客に努めるよう指導されたい。

にぎわい創出のため、駅前広場や山あげ会館などを活用した定期的なイベント開催について、 関係団体と協議の上、実施されたい。

山あげ祭実行委員会と烏山山あげ保存会の責任を明確にして、連携を図り、祭りの円滑な運営と誘客につながるよう努められたい。

滝水辺公園などの活用による新たな観光資源の開発に努められたい。また、本市観光の情報 発信については、費用対効果を考慮した対策を積極的に進められたい。

都市建設課。市営住宅使用料については、滞納なく全て収納されており、担当課の努力が見られ、評価できる。

地籍調査事業の再調査については、地権者に十分な説明を行うとともに、地権者はもちろん のこと、その他関係者にも不利益が生じないよう、丁寧な対応で事業を進められたい。

橋梁点検の結果を踏まえ、補修が必要な橋梁は速やかに修繕計画を立てるとともに、市の負担を少しでも圧縮できるよう、有利な交付金事業の導入や工法について検討し、実施に向けた取り組みを進められたい。

道路整備については、今後、老朽化に伴う多額の改修費用負担が必要となるが、現在の財政 状況では市単独での事業実施は難しいため、積極的に国・県への要望を行い、財源確保に努め られたい。

上下水道課。簡易水道事業が令和元年度から水道事業に統合されたが、今後も企業会計として給水の安全性と安定供給に努め、効率のよい水道事業を運営されたい。

上水道の有収率は62.88%と低位であり、漏水が原因と考えられる。そのため、引き続き漏水調査を行うとともに、平成30年度に策定した水道事業長期更新計画(アセットマネジメント)をもとにして水道管路更新計画を策定し、老朽管更新工事を速やかに実施することで、有収率の向上に努められたい。

各会計において、滞納繰り越しや不納欠損が見受けられることから、今後さらに徴収事務の 強化を図り、滞納繰り越しや不納欠損が生じないように努められたい。

下水道事業については、烏山中央処理区の水洗化率が37.35%と漸増傾向にあり、担当課の普及啓発の努力は見られるが、南那須処理区90.33%、興野地区87.59%と比較をすると格差がある。さらなる水洗化率の向上が図られるよう、下水道の加入促進に努められたい。さらに、区域外においては今後も合併浄化槽の普及啓発を図り、市の環境整備の向上に努められたい。

以上をもって、経済建設常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

〇議長(沼田邦彦) 以上で、各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を 打ち切ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより認定第1号から認定第9号までについて討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

17番平塚議員。

[17番 平塚英教 登壇]

〇17番(平塚英教) 17番平塚英教でございます。ただいま上程されております平成30年度決算認定第1号から認定第9号までの9議案のうち、認定第1号 平成30年度那須烏山市一般会計のうち、私が所属しております経済建設常任委員会所管以外のもの、認定第2号 平成30年度国民健康保険特別会計のうち事業勘定、認定第4号 平成30年度後期高齢者医療特別会計、認定第5号 平成30年度介護保険特別会計の4議案につきましては、公正で民主的な、市民が主人公の市政を目指す立場から、行政のさらなる努力と改善を期待いたしまして、反対討論を行います。

平成30年度の市の一般会計は、歳入で120億7,065万4,661円で、歳出は115億1,825万8,362円であります。

まず、歳入の面では、この中で収入未済額が5億5,611万3,365円あります。実に調 定額の4.6%に達する値であり、一層の努力を行って、収入未済額の解消に努めていただき たいと思います。

平成30年度の一般会計の自主財源率は、構成比で36%であります。県内市町村の中で極めて低い値となっております。したがって、依存財源は64%という状況で、特に市税の固定資産税の大口滞納問題を初め、税金の収納対策にはさらなる努力を期待するものであります。深刻な不況、経済低迷のもとで税収が伸びない中、行政運営に当たっては単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で、行財政執行に必要な補助金・負担金を国に強く求めていただきたいと思います。

平成30年3月に、平成30年度から5年間のまちづくりの指針となる第2次本市総合計画が策定され、スタートしております。5年後の目指すべき将来像として、地域の魅力と活力にあふれる暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、市民と向き合う全員参加のまちづくり、厳しい財政状況の立て直し、広域的な自治体間の連携強化の3本柱を意識して、各種施策に取り組んでいくというものであります。

平成30年度は、その第2次総合計画の初年度に当たり、市民各位の御理解・御協力のもとに執行されたものであります。また、平成30年度は地方創生に向け、本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の3年目として、4つの基本目標のもとに各種事業に取り組まれたところであります。しかし、本市が消滅可能性自治体として挙げられているにもかかわらず、この課題に対する危機感をどのように克服したらいいのか、企画力・実践力がまだまだ市民には伝わってまいりません。本市がこれからどうして生きていくのか、本市行政の総力を挙げたオール那須島山市民体制の知恵と力を結集して、将来の那須島山市のあるべき姿を示し、未来ある那須島

山づくりを進める必要があります。本市の地方創生の取り組みの本気度を期待するものであります。

本市の合併特例債の平成30年度までの発行状況は、90億9,080万円に達し、今後の発行可能残高は15億7,770万円となっております。さらに、合併算定替により平成28年度から5カ年間で約5億円、地方交付税が減額されることになっております。このような財政状況のもとで、本市の大規模事業につきましても集中と選択、優先順位を明確にして取り組む必要があります。将来の本市の借金と禍根を残さないように、改めて求めるものであります。

市民に情報を公開し、行政責任、行政のリーダーシップを発揮して、本市の将来を見据えた 方針を立て、文字どおり市民の知恵と協働のまちづくりを進めるよう、期待するものでありま す。

歳出の面では、平成30年度は、第2次市総合計画の初年度で、及び本市まち・ひと・しご と創生総合戦略として、1、定住促進を促すまち戦略、2、快適・便利なまちづくり戦略、3、 健康・子育てのまち戦略、4、教育と文化のまち戦略を展開し、厳しい財政状況のもとで各種 事業が進められたところであります。定住促進は、その前提となる若者の雇用拡大が必要であ ります。全市を挙げて産業振興に取り組まれ、企業と一体となって進めていただきたいと思い ます。

特に、定住促進や空き家対策等の推進につきましては、条例を制定し、受け入れ体制を整えていただきたいと思います。さらに、各会計への繰出金についても、高くて払い切れない国保税軽減のために、一般会計からの繰り入れをお願いするものであります。さらに、後期高齢者、介護保険につきましても、一般会計からの繰り入れを図るよう求めるものであります。そして、国・県への助成を強く求めていただきたいと思います。

依然として行財政運営は厳しさ増す中で、行財政運営は無駄をなくし、効率的な財政執行を 図るように、まちづくりについては住民が主人公、市民の願いと要求に応えるまちづくりを進 めていただきたいと思います。

安倍内閣のもとで財政主導の構造改革路線が引き続き行われ、社会保障が減らされ、労働法制の改悪など、ますます都市と地方の格差が広がっております。そして法人税を減税する一方で、社会保障の財政再建のためと言いながら消費税10%増税を進めようとしております。このような中で、本市の市民生活と商工業を守る体制を整えていただきたいと思います。

農業の分野でも、国のTPPやFTAの推進の中で、地域農業が存亡の危機にあり、小規模 農業を切り捨てるような国の農政を改めるよう求めるものであります。本市独自の農政・営農 集団が育成され、中山間地の農業を守り、所得補償と価格補償、生産者の経営が成り立つ、後 継者の育つ農業行政を要望いたします。

また、各種団体への補助金・交付金の中でも活動の見えないものがあり、改善を求めるものであります。

行政改革は歳入をふやし、歳出をカットして、住民サービスの向上のために進めるのが真の 行政改革であります。税収不足の折、不況で苦しむ大変な思いをされている市民生活を思い、 市当局も議会も襟を正し、市民の付託に応えるよう求めるものであります。

行財政運営・執行に当たりましては、「住民こそ主人公」の立場で、お役所仕事・マンネリ 化を打破し、無駄のない、市民に信頼される行財政執行を求め、一般会計の反対討論のまとめ といたします。

次に、認定第2号 平成30年度国民健康保険特別会計につきましては、憲法と社会保障の 一環として、市民の命と健康を守る立場から、国保事業を充実させる立場で反対討論を行いま す。

平成30年度は、国民健康保険の財政運営主体が市町村から県に移行となりました。その初年度として、県が示した標準保険税率に基づき、本市の保険税率は引き下げの改定が行われましたが、医療給付に対する国庫負担の大幅な削減、たび重なる国の医療改悪のもと、不況やリストラ、所得を減らしている市民、納税者が耐え切れず、徴収が大変な状況にあります。このような中で、平成30年度の国保税の収入未済額は1億3,526万5,302円となっており、実に調定額の16.2%にも達しております。抜本的な解決を求めます。

本市の滞納者数は、平成30年度末の現年課税分でも412世帯となっており、本年8月1日現在の資格者証の発行は36世帯、短期保険証は187世帯にも達しております。命にかかわる国保事業、保険証は資格者証の発行ではなく、全世帯に保険証の交付を求めるものであります。

憲法に基づく社会保障、皆保険として、低所得者を中心としての保険事業でありますので、 資格者証の発行による保険証の取り上げはやめるべきであります。本来の国保事業に立て直す 立場から、第1に、国保事業については国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担率 を元に戻させる強い働きかけが必要であります。

第2に、国保事業が命にかかわる最も重要な福祉事業でありますから、一般会計からの繰り 入れを図り、納税者の負担軽減に努めていただきたい。

第3に、疾病の予防強化を図り、早期発見・早期治療に積極的に取り組まれるよう求めるものであります。

第4に、国の医療制度改悪に反対し、国の責任を明確にさせ、真の国保事業に取り組む立場から、憲法と社会保障制度に基づく市民本位への国民健康保険事業に取り組まれるよう求める

ものであります。

次に、認定第4号 後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢者の命と健康が安心して 保障される保険事業を目指す立場から、反対討論を行います。

たび重なる医療制度の改悪によって、老人医療費など重大な負担増と病院での高齢者締め出し・重病化など、深刻な社会問題となっております。後期高齢者医療保険は、原則として医療費は1割個人負担でありましたが、平成26年度から、70歳から74歳は2割負担となっており、70歳以上、現役並みの所得者は3割に引き上げられております。安倍内閣は、財界主導による75歳以上にも1割負担を2割に引き上げようとしております。お年寄りいじめの改悪は、高齢者の命・生存権を踏みにじるものであり、本決算についても、高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、世界に類のない差別医療である後期高齢者医療制度をなくし、高齢者を含め国民の命と健康を守る医療制度に改めるよう求めるものであります。

第2に、予防医療の充実・強化、特に訪問診療充実に努めていただきたい。

第3に、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる福祉のまちづくりを進めていただきたい。

第4に、国の老人いじめの改悪や制度の改悪に反対し、必要な財政措置を強く求めていただきたいと思います。収入未済額の64万3,389円の解決を求めます。

最後に、平成30年度介護保険特別会計決算について、高齢者に十分な対応がされるよう、 介護保険制度の実態に即した介護保険制度に改善を目指す立場から、反対討論を行います。

発足当時から、介護保険の問題として、介護認定を受けた利用者の介護サービスの負担が重いため、必要な介護サービスを辞退しているケースがあります。また、介護保険料の引き上げ、 高齢者・低所得者にとって依然として負担の重い制度となっております。

平成26年6月18日に、税と社会保障の一体改悪が行われ、医療・介護相互確保推進法が成立し、要支援1・2は介護保険から外され、市の包括支援事業に移行されました。また、施設入所対象者は要介護3以上に制限され、一定の所得以上の利用者は2割負担に引き上げられ、介護保険制度の改悪が進められているところであります。この一定所得以上の方は、平成27年8月1日から、介護サービス利用の自己負担が2割に引き上げられております。

さらに安倍内閣は、要介護1・2と認定された方の訪問介護や通所介護を保険給付から外す関係法令を検討中であり、要支援1・2、要介護1・2を合わせますと、介護認定者の何と65%に達する状況であります。これを外すということであれば、介護保険と呼べるものではなくなります。このような改悪に強く反対され、国が社会保障の一環として介護保険制度をしっかりと守るよう強く要望していただきたいと思います。

本市は、高齢化が進む中で、高齢者が安心して暮らせる医療・介護・福祉・住まい・生活支

援サービスを総合的に進める本市の地域包括支援システムの確立を早急に図り、必要な医療・ 介護・高齢者福祉が推進できるように、全力を挙げて取り組まれるよう求めるものであります。

介護保険制度がたび重なる改悪がされているもとで、本市においても介護保険事業を強める 立場から、介護保険・介護サービスの基盤の整備を図り、施設入所待機者をなくし、介護認定 を受けた方が必要な介護サービスが受けられるように、保険あって介護なしと言われないよう に、改めて介護保険制度の充実・強化を求めるものであります。

収入未済額763万4,835円の解決を求めます。

以上、述べてまいりましたが、今後の財政運営につきましては、引き続く地方の景気低迷、 税収不足の折、市民が主人公の立場に立って、無理・無駄をなくし、財政再建への取り組みを 図りながら、国の悪政から地方自治体と住民を守る立場に立って推進していただくよう、求め るものであります。

さらに、市民が安心安全な災害に強いまちづくりを進められるよう期待いたしまして、市長 を初め市職員の行財政改革・意識改革を強く求め、一層の努力を期待いたしまして、反対討論 といたします。

○議長(沼田邦彦) 次に、賛成討論の発言を許します。

10番相馬議員。

〔10番 相馬正典 登壇〕

〇10番(相馬正典) 10番相馬でございます。私は、認定第1号 平成30年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、認定第9号 平成30年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてまでの9議案全てを認定すべきとの立場から、賛成討論を行うものでございます。

平成30年度の一般会計歳入総額は、120億7,065万円余で、歳出総額は115億1,825万円余と、いずれも前年度比マイナスでありました。実質収支額は5億2,048万円余で、決算処分として財政調整基金と庁舎整備基金にそれぞれ1億4,000万円ずつ、合わせて2億8,000万円の積み立てを行ったところでございます。

また、特別会計、水道事業会計の8会計合計におきましても、歳入総額79億4,681万円余、歳出総額78億5,193万円余と、いずれも前年比マイナスでありました。

この結果、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.0%と前年より若干、悪くなりましたが、健全化判断比率となる実質公債費比率、将来負担比率ともに前年度より改善し、いずれも基準を大きく下回っております。良好な状態と言えるものでございます。

特に、将来負担比率については初めて充当可能財源等が将来負担額を上回ったことから、該当になりませんでした。

これらの決算につきましては、本会議において全ての議員による総括質疑の後、所管の常任委員会に付託され、各担当課から詳細な聞き取りの上、慎重に審査してきたところであります。 その結果は、ただいま各常任委員長からの報告のありましたとおり、全ての会計において認定すべきものとしております。

このような決算状況ではございますが、懸念材料もございます。本市の自主財源の柱である 市税収入が引き続き伸び悩んでいるところでございます。

さらに、少子高齢化に伴う社会保障政策に係る負担増加など、将来への不安材料があるほか、 特に合併算定替の縮減による地方交付税の減など、本市の財政運営は引き続き厳しいことが予 想されるところでございます。

今後、教育、福祉、医療、経済、産業、安心安全など、各分野において行政需要はますます 増加するところではありますが、費用対効果を十分に勘案の上、事務事業の選択と集中をし、 そして将来世代に負担を残さない持続可能な市民目線による行政運営に期待し、私の賛成討論 といたします。

○議長(沼田邦彦) ほかに討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。認定第1号 平成30年度那須烏山市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沼田邦彦) 起立多数と認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について、原 案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沼田邦彦) 起立多数と認めます。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成30年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、

原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沼田邦彦) 起立多数と認めます。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について、原案の とおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沼田邦彦) 起立多数と認めます。

よって、認定第5号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成30年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、 原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成30度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。

よって、認定第8号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成30年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。

よって、認定第9号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

〇議長(沼田邦彦) 以上で9月3日から本日まで16日間にわたりました本定例会の日程は全部終了いたしました。各位の御協力、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年第3回那須烏山市議会9月定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

[午前10時54分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和元年11月22日

議 長 沼 田 邦 彦 署名議員 髙 悦 田 男 署名議員 英 平 塚 教